

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 違法な差押処分を取り消しを求める控訴事件
国側当事者・国（東京国税局長）

令和3年11月25日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和3年4月23日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分（順号2021-9））

判 決

控訴人	有限会社X
同代表者取締役	A
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	東京国税局長 市川 健太
同指定代理人	芳村 信夫 濱辺 希 伊藤 芳樹 加藤 良典 日置 和広

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 令和元年10月18日に行われた差押処分の全額150万円の取消しを求める。
- 3 未納税額（滞納税額）の計算のやり直しを求める。
- 4 過大な差押金額98万4500円の返金を求める。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、東京国税局の徴収職員から、滞納処分として控訴人の滞納国税（延滞税）につき控訴人の預金債権を差し押さえる処分（本件差押処分）を受けたことについて、①本件差押処分の取消し、②未納税額（滞納税額）の計算のやり直し及び③本件差押処分に係る過大な差押金額98万4500円の返金を求める事案である。

原審は、控訴人の上記①及び②の請求に係る訴えを却下し、上記③の請求を棄却したことから、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

- 2 関係法令の定め及び前提事実は、次のとおり補正し、後記第3、2のとおり当審における控

訴人の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1及び2（同2頁9行目から同3頁12行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

（1）原判決2頁16行目の「乙7」を「乙1、7」に改める。

（2）同頁10行目、11行目、13行目の「別紙」の前にいずれも「原判決」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の本件訴えのうち本件差押処分取消しを求める部分及び未納税額（滞納税額）の計算のやり直しを求める部分はいずれも不適法であり、控訴人のその余の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1ないし3（原判決3頁14行目から8頁11行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

（1）原判決4頁11行目の「解されることに鑑みれば」を「解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利に扱う法令の規定も存在しないことに鑑みれば」に改める。

（2）同6頁4行目の「原告の主張」から「原告は」までを「過誤納金の還付請求権の成否については、不当利得返還請求権に関する法理に従って決すべきところ、控訴人は、法律上の原因を欠く理由として、」に改める。

（3）同7頁26行目の「準じて行われる」から同8頁2行目末尾までを「準じ、納税者はいずれから納付するかを指定することができ、また、いずれの国税の納付に充てるかを明示しないで納付されたときは、税務官庁は弁済の充当をすることができるものと解されるところ、東京国税局徴収職員が加算税に充当したことがこれらの規定に反するものとは認められない。」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

控訴人は、①本件変更対象納付税額において、充当する国税を加算税から本税に変更したものがあから、本件変更申出納付税額のうち加算税に係る各納付額についても本税に充当することが認められる、②納付すべき個々の本税の未納額は知らされていなかった、③本税に充当する旨の合意につき、滞納者が税務職員等と最初に納付相談を行うときに必ず行われている事務手続であり、慣例的な事であって、今日までそのように納付してきたから上記合意は認められるべきであると主張する。

しかし、上記①については、本件変更申出納付税額のうち加算税に係る各納付額について、控訴人と東京国税局徴収職員との間で、加算税ではなく本税に充当するとの合意の存在が認められないし、上記②については、証拠（甲1）によれば、各未納国税の税目等が明らかにされているから理由がなく、上記③については、控訴人の上記主張事実をもって、そのような弁済充当があつたとも弁済充当の合意があつたとも認めることはできない。

控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 三角 比呂
裁判官 作原 れい子
裁判官 上田 洋幸